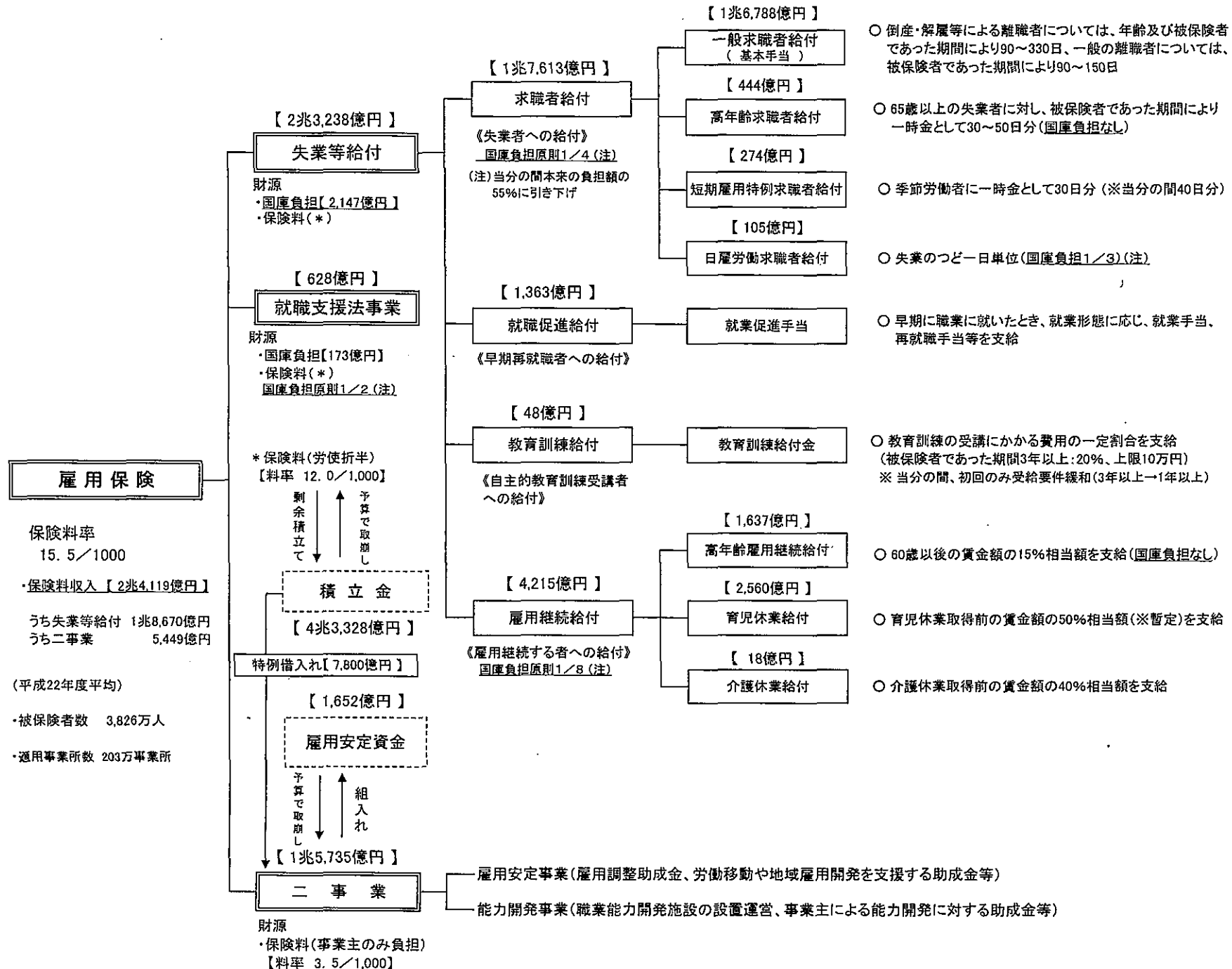


雇用保険制度の概要

雇用保険制度の概要(平成23年度1次補正予算後)



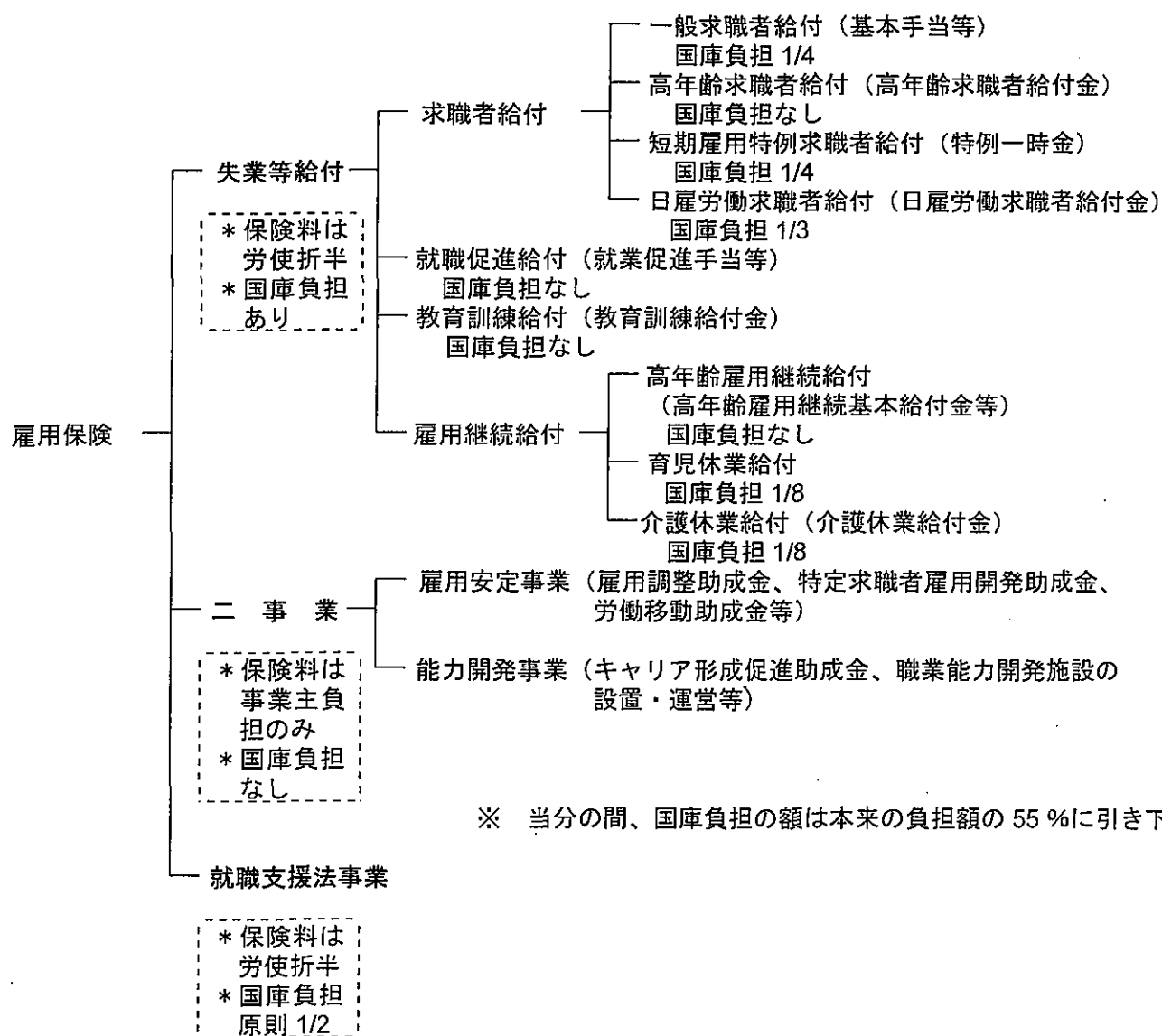
雇用保険制度の概要

1 制度の概要

(1) 雇用保険は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、
- ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度である。

(2) 雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業としている。



1 雇用保険の被保険者の概要

(1) 一般被保険者

雇用保険の適用事業（※1）に雇用される労働者をいう（雇用保険法（以下「法」という。）第4条第1項）。

ただし、次に掲げる者は被保険者とならない（法第6条）。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ② 同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者（（3）の短期雇用特例被保険者に該当する者を除く。）であって、4月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
- ④ 65歳に達した日以後に雇用される者（（2）の高年齢継続被保険者及び（3）の短期雇用特例被保険者又は（4）の日雇労働被保険者に該当する者を除く。）
- ⑤ 日雇労働者（※2）であって、適用区域（※3）に居住し適用事業に雇用される等の要件（4の①～④のいずれかの要件）に該当しない者
- ⑥ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
- ⑦ 昼間学生

※1 労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は暫定任意適用事業）

※2 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者

※3 東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの

(2) 高年齢継続被保険者

同一の事業主の適用事業に65歳に達した日前から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者であって、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者に該当しないものをいう（法第37条の2第1項）。

(3) 短期雇用特例被保険者

被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しないもの（法第38条第1項）。

- ① 4か月以内の期限を定めて雇用される者
- ② 所定労働時間が20時間以上30時間未満である者

(4) 日雇労働被保険者

被保険者である日雇労働者であって、次のいずれかに該当する者及び公共職業安定所長の認可を受けた者をいう（法第43条第1項）。

- ① 適用区域に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

2 失業等給付の概要

(1) 基本手当

一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者（特定理由離職者）の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合にも）、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（雇用保険法第4条第2項）

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日（一般の離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては90日～330日、有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者に対しては原則90日～150日であるが、平成24年3月31日までは暫定措置として特定受給資格者と同じ90～330日となっている。

イ 基本手当の年齢別上限額（※）

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,910円	6,455円
30歳以上45歳未満	14,340円	7,170円
45歳以上60歳未満	15,780円	7,890円
60歳以上65歳未満	15,060円	6,777円

ロ 基本手当の給付率（※）

(60歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,330円～4,650円	80%	1,864円～3,720円
4,650円～11,770円	80～50%	3,720円～5,885円
11,770円～15,780円	50%	5,885円～7,890円

(60歳以上65歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,330円～4,650円	80%	1,864円～3,720円
4,650円～10,600円	80～45%	3,720円～4,770円
10,600円～15,060円	45%	4,770円～6,777円

ハ 給付日数（原則）

（イ）倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

被保険者であった 期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		90 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		90 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

（ロ）自己都合離職者（ハ）を除く）

被保険者であった 期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
全年齢	—	90 日	90 日	120 日	150 日

※ 有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、平成 24 年 3 月 31 日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

（ハ）就職困難な者（障害者等）

被保険者であった 期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
45 歳未満	150 日	300 日			
45 歳以上 65 歳未満		360 日			

二 給付日数（特例）

（イ）訓練延長給付

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて基本手当が支給される。

（ロ）広域延長給付

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を 90 日超えて基本手当が支給される。

（ハ）全国延長給付

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率 4 % 超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を 90 日超えて基本手当が支給される。

（ニ）個別延長給付

倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢・地域等を踏まえ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を原則 60 日超えて基本手当が支給される。（平成 24 年 3 月 31 日までの暫定措置）

(2) 高年齢求職者給付金

同一の適用事業主に 65 歳以前から引き続いて雇用されている 65 歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	基本手当日額の 30 日分	基本手当日額の 50 日分

(3) 特例一時金

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月（注）以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の 30 日分（当分の間、40 日分）の特例一時金が支給される。

注）雇用保険法附則第 3 条の規定により、実質的には 4 月と 22 日で足りる。

(4) 日雇労働求職者給付金

日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前 2 月において通算して 26 日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。（認定日ごとに現金で支給。）

※ 1 なお、直近 2 月の各月に、同一事業主に 18 日以上雇用された場合又は同一の事業主に継続して 31 日以上雇用された場合は、原則、一般被保険者となる。

※ 2 受給資格決定月における最大支給日数は、前 2 月間に貼付された印紙の枚数に応じて、13 日（印紙 26 から 31 枚）～ 17 日（印紙 44 枚以上）。

等級	給付金日額	賃金日額区分
第 1 級	7,500 円	11,300 円以上
第 2 級	6,200 円	8,200 円以上 11,300 円未満
第 3 級	4,100 円	8,200 円未満

(5) 就業促進手当

イ 就業手当

受給資格者が職業に就いた場合において、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上を残して早期に就業（再就職手当の対象となる就職を除く）をした場合には、就業日ごとに基本手当日額（5,885 円（60 ～ 64 歳は 4,770 円）を上限とする。）の 30% 相当額が支給される。

ロ 再就職手当

受給資格者が安定した職業についてした場合において、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1以上を残して早期に安定的な職業に再就職した場合には、支給残日数の50%に基本手当日額（5,885円（60～64歳は4,770円）を上限とする。）を乗じた額の一時金が支給され、支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、支給残日数の60%に基本手当日額を乗じた一時金が支給される。

ハ 常用就職支度手当

障害者、45歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合（ロの再就職手当を受けられる場合を除く。）には、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1未満は又は45日未満である者に限り、支給残日数の40%に基本手当日額（5,885円（60～64歳は4,770円）を上限とする。）を乗じた額の一時金が支給される。

(6) 教育訓練給付金

イ 支給対象者

次のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、支給要件期間（注1）が3年以上（注2）あるときに、当該教育訓練に要した費用に応じて教育訓練給付金が支給される。

(イ) 教育訓練を開始した日に一般被保険者である者。

(ロ) (イ)以外の者であって、教育訓練を開始した日が一般被保険者でなくなってから1年以内（適用対象期間（注3）の延長が行われた場合には最大4年以内）にある者。

注1）教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

注2）当分の間、初回に限り、1年以上で支給が受けられる。

注3）一般被保険者でなくなってから1年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、教育訓練の受講開始期限を延長することができる。

ロ 給付額

教育訓練に要した費用の20%（上限10万円）

(7) 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付は、基本手当を受給せずに雇用を継続する者に対して支給する「高年齢雇用継続基本給付金」と基本手当を受給した後再就職した者に対して支給する「高年齢再就職給付金」の二つの給付金からなる。

イ 支給対象者

① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者。

② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60 歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を 30 倍した額の 75 %未満となった者で以下の要件を満たす者。

- a 基本手当についての算定基礎期間が 5 年以上あること。
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が 100 日以上あること。
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと。

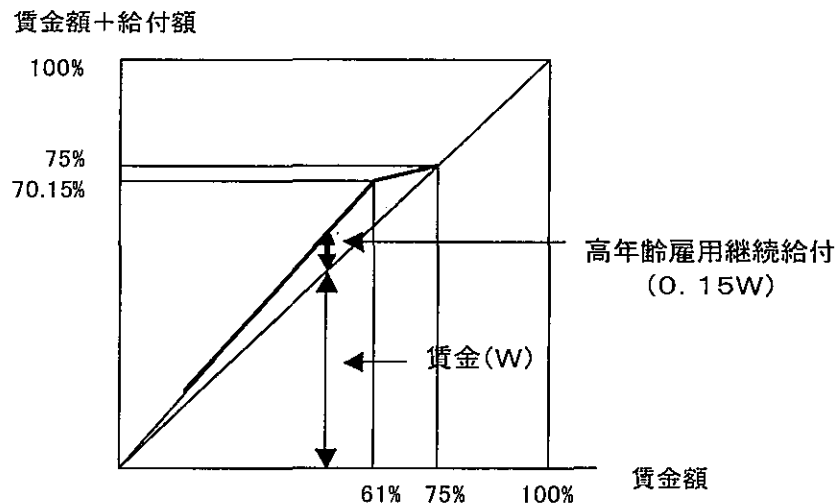
ロ 給付額

60 歳以後の各月の賃金の 15 %（賃金と給付の合計額が 60 歳時点の賃金の 70.15 %を超え 75 %未満の場合は逡減した率）。

賃金と給付の合計が月額 34 万 4,209 円を超える場合は、超える額を減額。

ハ 支給期間

65 歳に達するまでの期間（基本手当等受給後に再就職した場合（上記イ②）は、基本手当の支給残日数 200 日以上は 2 年間、100 日以上は 1 年間）。



（注）パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

（注）同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

(8) 育児休業給付

1 歳（その子が 1 歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には 1 歳半）未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前 2 年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある月）が 12 月以上ある者には、育児休業給付金が支給される。

イ 休業前賃金の 50 %（当分の間）相当額を支給

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の 80 %を超える場合は、超える額を減額。

※ 支給額の算定方法

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50 %

(9) 介護休業給付

家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前2年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12月以上ある者には、介護休業給付金が支給される。

イ 休業前賃金の40%相当額を支給。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の80%を超える場合は、超える額を減額。

3 雇用保険二事業の概要

(1) 雇用安定事業

被保険者等に関し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

(2) 能力開発事業

職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図る。

4 就職支援法事業

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、職業訓練を行う者に対する助成や、特定求職者に対し、職業訓練受講給付金の支給を行うことにより、特定求職者の就職の促進を図る。

5 費用の負担

求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続給付を除く。）に要する費用は労使が負担する保険料と国庫負担により賄い、高年齢求職者給付金、就職促進給付、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付に要する費用は労使が負担する保険料のみにより賄い、二事業に要する費用は全額事業主のみが負担する保険料により賄われる。

(1) 保険料

	事業主負担	労働者負担	計
失業等給付のための保険料及び 就職支援法事業のための保険料	$\frac{6}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$
二事業のための保険料	$\frac{3.5}{1,000}$	なし	$\frac{3.5}{1,000}$
計	$\frac{9.5}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$	$\frac{15.5}{1,000}$

(2) 国庫負担

- イ 高年齢求職者給付金及び日雇労働求職者給付金以外の求職者給付にあつては、これに要する費用の4分の1を負担する。
- ロ 日雇労働求職者給付金にあつては、これに要する費用の3分の1を負担する。
- ハ 高年齢雇用継続給付以外の雇用継続給付にあつては、これに要する費用の8分の1を負担する。

※ ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%とされている。